

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

令和2年4月1日改定
北海道信用農業協同組合連合会

北海道信用農業協同組合連合会では女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定しておりますので公表いたします。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 総合職採用に占める女性の割合を10%以上とする

【取組内容】（令和2年4月～）

- (1) 意欲と能力本位の新・既卒者採用
- (2) 採用パンフレット等を通じた会内で活躍する女性職員の紹介

目標2 有給休暇取得率を35%以上とする

【取組内容】（令和2年4月～）

- (1) 年次有給休暇の取得状況を分析し、現状を把握する
- (2) 計画的取得の呼びかけ等による年次有給休暇が取得しやすい職場環境の構築

(女性の活躍に関する情報公表)

項目		実績	時点
①	採用した労働者に占める女性労働者の割合	総合職：10% 一般職：100%	令和元年度
②	有給休暇取得率	31%	平成30年度

以上